

会 議 録			
第1回 和光市介護保険運営協議会			
開催年月日・召集時刻		平成28年5月23日(月)午後1時30分	
開催場所		和光市役所5階 502会議室	
開催時刻	午後1時30分	閉会時刻	午後2時30分
出席委員		事務局	
菅野 隆		保健福祉部 部長 東内 京一	
津川 知子		長寿あんしん課長 斎藤 幸子	
金子 正義		福祉政策課長 阿部 剛	
田中 公美		長寿あんしん課課長補佐 平川 一朗	
千葉 洋平		長寿あんしん課地域包括担当	
臺信 澄子		統括主査 井口 雄一	
佐藤 松子		長寿あんしん課介護福祉担当	
平内 紀子		統括主査 堀江 和美	
大西 康之		主 事 青木 順子	
金子 好亘		主 事 小林 翔	
富岡 武光		主 事 初見 光紘	
木暮 晃治			
松根 洋右			
荻野 比登美			
亀田 勝枝			
欠 席 委 員			
備 考			
会議録作成者氏名		小林 翔	

会 議 内 容

事務局

定刻となりましたので、ただいまから、平成28年度第1回和光市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。本日は、お忙しい中、委員の皆様におかれましては、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

議事に入る前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

当日配布資料

- ①会議次第
- ②参考資料 平成27年度介護保険事業の状況

事前配布資料

- ①会議資料 No.1 諮問事項1 和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び和光市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（案）
- ②会議資料 No.2 諮問事項2 第6期和光市介護保険事業計画に基づく中央エリア（シーアイハイツ周辺）における「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」の事業者決定について
- ③会議資料 No.3 承認を求める事項 第6期和光市介護保険事業計画に基づく長寿あんしんランドデザインの一部変更について

資料の不足がある方は挙手をお願いします。（なし）

それでは、開会にあたりまして、東内保健福祉部長からご挨拶を申し上げます。

東内保健福祉部長

皆様、こんにちは。本日は30度を超える暑い中、当運営協議会にご参集いただき、心から御礼申し上げます。開会前に一言ご挨拶させていただきます。

本日の関係につきましては、地域包括ケアの推進の中、通所介護事業の中に中学校区レベルで実施するような小規模なものが入ってきたことについてや、長寿あんしんプランの基盤整備の関係の議論となります。忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。

巷では、伊勢志摩サミットと参議院選挙が話題になっておりますが、社会保障関係は一程度の選挙の争点になると思っております。そのような中、最近安倍首相と塩崎大臣が『和光方式』や『大分モデル』

	<p>の横展開という話を公明正大に議会に出しています。</p> <p>各委員の方には、熱いご議論をいただき、和光市の介護保険の更なるブラッシュアップをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>運営協議会に対しまして市長から諮問をさせていただきます。本来であれば、市長から会長に諮問書をお渡しすべきところですが、公務のため、東内保健福祉部長が代理で行います。</p>
部長	<p>(「諮問書」を読み上げ会長に渡す)</p>
事務局	<p>それでは、菅野会長に会議の進行をお願いいたします。</p>
菅野会長	<p>ただいまから、平成28年度第1回和光市介護保険運営協議会を開会いたします。なお、本日の会議は、地域密着型サービス運営部会としての審議となります。</p> <p>まず、本日の委員の出席状況について事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>本日の出席委員は、委員15名中で15名です。</p>
菅野会長	<p>本日の協議会につきまして、和光市介護保険条例第20条第2号に規定されている会議の開催要件を充たしておりますので、会議成立となります。</p> <p>続いて、議事録の署名人を指名させていただきます。大西委員、金子好亘委員、議事録の署名をお願いします。</p> <p>それでは、市長からの諮問に基づき議事に入ります。</p> <p>諮問事項1 「和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び和光市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)について」を、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(諮問事項1の説明)</p> <p>資料NO.1をご覧ください。</p> <p>今回の改正内容につきましては、介護保険法第8条の17に新たに</p>

地域密着型通所介護が規定され、介護保険法施行規則第8条の2で、通所介護の利用定員が19人以上と定められたことに伴い、厚生労働省令で新しく地域密着型通所介護の基準が示されました。

そこで、グループホームや定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の基準が定められている和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の第3章の2に、定員18名以下の通所介護が、地域密着型通所介護として加わることになりました。

また、通所介護サービスに含まれるサービスのうち指定療養通所介護についても、利用定員が9名以下であるため、地域密着型サービスに移行することになり、今回の条例に加えております。

その他、細かな改正として、地域密着型通所介護の運営にあたり、地域との連携と事業所運営の透明性を確保するために、利用者やその家族、地域住民の代表、市職員等の参加する運営推進会議を開催することが義務付けられたため、条例に追加しております。

介護予防サービスにおける通所介護については、新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行したため、和光市指定地域密着型介護予防サービスの基準を定める条例については、条文の整備のみ行い、新たに基準等に関する文言は盛り込まれていません。

以上の点について、条例の一部改正を行うにあたり、ご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

菅野会長

要約して説明していただけますか。

事務局

(要約説明)

和光市にある大きいデイサービスについては、和光市民だけではなく他市の方も利用できます。もう一つは地域密着型デイサービスといい、現状では認知症専門デイサービスだけが該当するのですが、和光市民のみが基本的には利用できる小さいデイサービスがあります。同じように、利用定員18人以下で和光市民のみを対象にした地域密着型通所介護が新しく出来たため、上位法が変わり、「和光市が定める利用者何人に対してヘルパーさんが何人」や、「こういう利用者がいたら面積がいくつ」など、あとは手続き論などが書いてある条例の一部を書き換えますという内容です。

もう一つ、《療養型通所介護》と聞いて聞き慣れない言葉なのですが、別名《通所看護》と聞いて、例えばターミナルケアが必要で日中独居でお家に居られない人が、デイサービスセンターに行くとケア等

	<p>が受けられる看護師専門のデイサービスのようなものです。これについても、今回の改正で和光市民のみが基本的には使える地域密着型サービスの分類に入ったため、人員基準等の条例を改正しております。</p>
菅野会長	<p>事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたらお願いします。</p>
田中委員	<p>地域密着型通所介護が新設されるとのことですが、事業所の誘致予定はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>この改正により、地域に今まで以上に密着したかたちでの通所介護が行えるようになるということなので、第7期の計画を作る際のニーズ調査を行う中で、需要等を見極めて、計画の中に盛り込んでいくことを考えています。ただし、小規模の事業であり、これを単体で整備しても、事業所の運営は厳しいものがあると想定されるため、例えばサービス付き高齢者住宅の中にこの事業を付加していくなど多機能型施設として運営するというのも視野に入れて、計画を作成し整備していくことを考えております。</p>
大西委員	<p>《指定地域密着型》とはどのようなものか教えてください。</p>
事務局	<p>介護保険のサービスには、都道府県知事が指定する指定介護サービスと市町村長が指定するものがありますが、市長が指定するものを《指定地域密着型サービス》と言います。 今回は、知事が指定していたものが、和光市長が指定するサービスに変わるというものです。</p>
大西委員	<p>《地域》というのは、例えば新倉1丁目、2丁目というように決まっているのですか。</p>
事務局	<p>和光市では、日常生活圏域という準中学校区を地域としています。南エリアは第三中学校区、中央エリアは第二中学校区、北エリアは大和中学校区です。</p>
大西委員	<p>《密着型》とはどのような意味でしょうか。</p>

事務局	<p>埼玉県知事が指定したデイサービスは、和光市にあっても朝霞や練馬の人も使えるのですが、《地域密着型》となると基本は和光市民だけになります。そういう意味で地域密着と言っています。もし、和光市民以外の方が使いたい場合は、和光市長が同意をすることで使えるようになります。</p>
木暮委員	<p>療養型通所介護は改正前も改正後も定員9名以下となっているが、全く同じということですか。</p>
事務局	<p>資料でわかりにくい点があり申し訳ありません。 改正前は《知事指定のサービス》であり、改正後は《市長指定のサービス》となっております。</p>
菅野会長	<p>その他、よろしいでしょうか。 それでは、採決を行いたいと思います。諮問事項1「和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び和光市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）」について原案どおり承認するということがよろしいでしょうか。</p>
委員全員	<p>(異議なし)</p>
菅野会長	<p>それでは次に諮問事項2「第6期和光市介護保険事業計画に基づく中央エリアにおける『定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス』の事業者決定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(諮問事項2の説明) 資料No.2をご覧ください。 平成28年1月に、第6期和光市介護保険事業計画に基づき、中央エリアにおける定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス事業者の公募を実施したところ、応募する事業者がいなかったことから、平成27年度第5回介護保険運営協議会において、選定方法を随選定に変更する答申をいただきました。その後、シーアイハイツの管理業務等を受託している事業者の協力を得て、参入事業者の調査を実施してまいりました。その結果、市内中央エリアにおいて定期</p>

	<p>巡回・随時対応型訪問介護看護を実施している株式会社東日本福祉経営サービスが、シーアイハイツ周辺での事業参入に意向を示していることが確認されました。その後、事業参入に関する交渉を行った結果、合意に至ったことから選定対象としました。</p> <p>選定にあたっては、当該事業の事業者選考委員会が定める審査基準に基づく審査を実施し、選定しております。</p> <p>申請時における事業所開設予定地については、暫定的に候補事業者が運営するリーシェガーデン和光内としておりますが、整備条件であるシーアイハイツ周辺で事業所を開設するため、現在事業所用物件の調査・確保作業を進めております。以上です。</p>
菅野会長	事務局からの説明が終わりました。質問等がございましたらお願いします。
木暮委員	管理業務等を受託している事業者の協力を得てとありますが、どんな協力を得て、管理組合にはどのような周知をしているのか教えてください。
事務局	<p>協力といった部分ですが、当初予定としてはシーアイハイツ周辺ということで、なかなか事業者が見つからないという状況があった中、事業者の持っている、この地域の物件関係の情報や、事業者のコーディネートや近隣物件の調整等について、助言をもらったり、事業者の調査をお願いしたという経緯があります。</p> <p>現時点で、管理組合に何か説明するとかお願いするという事はしておりません。今後具体的に動き出す時には何らかのかたちでシーアイハイツの方々には、説明を行いたいと考えております。</p>
木暮委員	シーアイハイツの管理体系で変わってきている部分もありますので、開設にあたってはよく説明をお願いしたいと思います。
荻野委員	シーアイハイツは高齢化が進んでおりますので、組合員だけでなく居住者にもきちんと説明していただければ、そういった心配はないのかなと思っております。説明なしに「ここが出来ましたからどうぞ」となってしまうと難しいと思いますので、よろしくをお願いします。
平内委員	今回選定された東日本福祉経営サービスは、定期巡回・随時対応型

	訪問介護看護は運営されているのですか。
事務局	和光市内において、リーシェガーデン和光がありまして、サービス付高齢者住宅の他に、特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を運営しております。東日本福祉経営サービスが既に行っている事業のノウハウを活用して、CIハイツ周辺においてもスムーズな事業展開ができると考えております。
菅野会長	それでは、採決に移らせていただきます。 諮問事項2「第6期和光市介護保険事業計画に基づく中央エリアにおける『定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス』の事業者決定」について、原案のとおり承認ということではよろしいでしょうか。
委員全員	(異議なし)
菅野会長	それでは次に承認を求める事項として「長寿あんしんグランドデザインの一部変更について」を、事務局から説明をお願いします。
事務局	(承認を求める事項の説明) 資料No.3を使ってご説明いたします。 第6期和光市介護保険事業計画に基づく長寿あんしんグランドデザインの一部変更についてということですが、変更点は2点あります。 1点目は、整備事業の追加で、平成28年度予定で中央エリアの丸山台と南エリアのDIKマンション周辺に介護予防拠点を整備することを事業計画に新たに加えております。 2点目は、整備予定年度の変更で、既存のグランドデザイン南エリア「和光市南第2地域包括支援センター」の整備予定年度を平成28年度整備としておりましたが、平成29年度整備予定に変更するといったものでございます。 1点目の追加に関する主な理由として、丸山台については既存の事業所があれば、そこに併設するかたちで整備していくことを基本的な方針としております。DIKマンションについては、みなさんに既に計画等でご案内しているとおり、第6期計画で重点課題となっている一団地化した集合住宅の地域課題に対応するため、既存のまちかど健康広場のような短期間で運動機能を改善していくような拠点を整備していくことを考えております。

DIKマンション周辺としていることについては、マンションの住民から敷地内の整備を求める声もありましたが、共有物件の使用等の関係など、住民全員のコンセンサスを得るまでの段階には至っておりませんので、整備区域をDIKマンション「周辺」とし、整備を進めていきたいと考えているところです。

整備予定年度の変更の理由については、現在総合福祉会館内にある南地域包括支援センターが、件数的には厳しい面もあるが、今のところ南エリアの相談対応ができていているという現状と、計画等でご案内しているとおり、平成30年には高齢だけでなく子どもや障害、生活困窮などを統合的に地域でマネジメントしていく統合型センターの設置を見据えておりますので、平成30年度に繰り延べしております。もし、モデル的に前倒しするようなことがあれば、上手くその流れに乗せて整備していきたいと考えております。

今後の見通しを含めてお話をさせていただきます。

まず北エリアですが、グループホームについて、先般この運営協議会で事業者の決定について承認をいただきましたが、こちらについては、8月の着工を目指しておりまして、平成29年3月に工事完了し、開所という予定で計画が実行されております。

6月に近隣の自治会および住民の皆さんにむけて事業説明を行う予定となっております。地域密着型介護老人福祉施設いわゆる“ミニ特養”については、平成29年度予定となっておりますが、現在参入事業者の調査を実施しているところでございます。こちらは既存事業のサテライトによる実施を想定しております。

次に中央エリアですが、グループホームと小規模多機能型居宅介護を併設したもので、平成29年度の整備案件となっております。こちらについては、整備予定地について調査している段階です。整備事業に活用可能な情報も出てきておりますので、土地所有者や参入事業者等の調査等を行いながら、確実に整備が見込まれる状況であれば、随意指定も視野に入れつつ、現在調査を進めているところでございます。

最後に南エリアですが、平成28年度整備予定のサービス付高齢者住宅に定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスが併設したのですが、こちらについては基礎工事が終わっておりまして、11月～12月中旬に工事が完了する予定となっておりますので、平成29年3月までに開所する見込みになっています。

DIKマンション周辺の定期巡回のサービスでございますが、

	<p>こちらは先般行われた運営協議会にて事業者選定の承認をいただきましたエースという事業者が整備をしているところです。 以上が、現状のグランドデザインとなっております。</p>
菅野会長	<p>何かご質問はございますか。</p>
木暮委員	<p>29人という数字が多いのですが、どのように29人ということになったのですか。</p>
事務局	<p>小規模で行える事業の区切りを、国の方の基準で29人としております。特に小規模はユニットとあって、例えば9人の個別の部屋があつてリビングが1箇所あるものがワンフロアあつて、そういうものを何個か組み合わせた限界を29人としています。サービス付高齢者住宅等も、29人までは介護の方が入って、それ以降は、事業者のビジネスの損益分岐点などを考えて上乗せさせて良いですよとやっているのが和光市の方針です。</p>
亀田委員	<p>平成28年度整備予定から平成29年度整備予定に変更しているものが多く見受けられるが、実態調査の結果に基づいて、計画を策定して基盤整備をしているのに、超高齢化が進んでいる中で、なぜ1年延長するのですか？</p>
事務局	<p>調査に基づき将来的な需要を予測して、計画は策定しているが想定を上回ったり下回ったり等の数字の動きがあります。また整備予定の物件がすぐに上手く見つかるわけではないので、計画通りにいかない部分もございます。その点を踏まえつつ、調査等を進めながら、なるべく計画期間内に予定したものは整備できるよう努力していきたいと考えております。</p>
菅野会長	<p>なるべく遅れないように進めていただけたらと思います。 他に質問等ありますでしょうか？無いようでしたら採決に移らせていただきます。 承認を求める事項「長寿あんしんグランドデザインの一部変更」について、原案のとおり承認ということで異議はございませんか？</p>
委員全員	<p>(異議なし)</p>

菅野会長

その他、事務局から何かありますか。

事務局

平成27年度の要介護認定の実績等について情報について説明させていただきます。

参考資料の平成27年度介護保険事業の状況についての1ページをご覧ください。平成4年の状況として、高齢者世帯数は2,789世帯、高齢者人口が3,916人、総人口が56,890人となっております。それに比べて、平成28年3月末時点の状況ですが、高齢者世帯数10,001世帯、高齢者人口14,031人、総人口80,546人となっております。総人口が約1.4倍の伸びであるのに対し、高齢者世帯数と高齢者人口は約3.6倍の伸びとなっております。このデータから高齢者の単身世帯の増加が推測できます。また、高齢化率で見ても、平成4年が6.88%、介護保険が施行された平成12年が9.80%、そして平成28年3月末が17.42%となっており、高齢化の進展が顕著に表れているデータとなっております。

若年層の転入が多いと言われている和光市も、実はこの勢いで高齢化率が伸びているので、2025年までに、一気に高齢化率が20%を超えるような自治体であることがわかっております。

一方で認定率で見ると、全国平均19%、埼玉県15%という状況の中で、和光市は平成28年3月末で9.49%と10%を切っている状況です。和光市は他の町よりも元気高齢者が多いという状況と保険料が安価であるという状況を作り出せております。今後の高齢化率の進展を踏まえて、今後も的確な対応続けていきたいと思っておりますので、委員の皆様には介護予防のご理解等をいただければと思います。以上です。

菅野会長

若年層の流入が多いということなのですが、和光は高齢者が幸せに暮らせるまちと言われているので、高齢者が転入してくることも想定されると思います。高齢者の転入についてはどうなんですか。

事務局

和光市の状況として、転出は小学生がいる世帯が一番多く、転入は0～2歳の子どもがいる世帯が多いです。高齢者の親世帯が、子ども世帯を呼び寄せるパターンの転入が最近は多くなっております。

菅野会長

他に何かありますでしょうか。

(なし)

それでは、これで平成28年度第1回和光市介護保険運営協議会を
閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

《 閉 会 》

議事録署名人

_____ 印

_____ 印